

公益財団法人砺波市体育協会表彰規程

(平成4年11月16日 規程第7号)

改正 平成25年 3月 8日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人砺波市体育協会（以下「本協会」という。）定款第4条第1項第7号の規程に基づくスポーツ功労者の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 本協会は、次の各号のいずれかに該当する団体又は個人を表彰する。

- (1) 多年にわたり本市のスポーツの向上又は本協会の発展に貢献し、その功績が特に顕著と見られるもの
- (2) 本市のスポーツの向上に尽力し、その成績が特に優秀なもの
- (3) その他表彰することが適当と認められるもの

2 前項第1号に該当する団体又は個人に対しては、感謝状を贈ることができる。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状及び記念品を贈る。

2 感謝状を贈る場合には、記念品を添えることができる。

(追彰)

第4条 表彰される人が、その表彰前に死亡したときは、追彰することができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、砺波市民体育大季夏季大会開会式の日に行う。ただし、必要な場合は随時行うことができる。

(細則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人砺波市体育協会設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

公益財団法人砺波市体育協会表彰規程の運用について

改 正 平成25年 3月 8日

公益財団法人砺波市体育協会表彰規程の運用について、次のとおり定め、平成4年11月16日から施行する。

(表彰基準)

第1条 公益財団法人砺波市体育協会（以下「本協会」という。）表彰規程（以下「表彰規程」という。）で定められた表彰は、次の基準によるものとする。

(1) 表彰

ア 本協会又は加盟団体の発展に貢献し、会長、副会長及び理事長として10年以上経過し、その功績顕著と認められるもの。ただし、この表彰は、同一人に対して1回限りとする。

イ 国民体育大会（以下「国体」という。）、日本選手権大会及びこれらに準ずると会長が認める競技大会に出場し、上位入賞した団体又は個人

ウ 国際競技大会に出場し、特に優秀な成績をおさめた団体又は個人

エ 国体又は全国大会に通算5回以上出場したもの。ただし、この表彰は、同一人に対して1回限りとする。

(2) 感謝状

ア 役員として10年以上、本協会又は加盟団体の発展に尽力し、その功績が特に顕著なもの

イ 本協会又は加盟団体の発展に多大の協力をし、その功績が特に顕著なもの

ウ 優秀なチーム又は選手の養成に尽力した団体又は個人で、その功績が特に顕著なもの。ただし、この表彰は、同一人に対して1回限りとする。

エ 本協会に、多額の金品を寄付したもの

(選考)

第2条 表彰は、本協会役員又は加盟団体からの推薦に基づき、理事会の承認を得て、会長が決定する。

(推薦)

第3条 表彰の推薦をしようとするものは、別紙様式による推薦書を会長に提出するものとする。

(経過年数の特別措置)

第4条 この表彰規程にいう役員等の経過年数には、財団設立以前の砺波市体育協会における役員等の経過年数を含むものとする。

(細則)

第5条 その他、表彰規程の運用について必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人砺波市体育協会設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。